

## 鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和3年3月12日（金曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後5時26分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 前田 伸一 岡田 信俊 太田 縁 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	岩永 安子		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p><b>【水道局】</b></p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 西垣 昭宏 次長兼経営企画課長 中島 憲啓 次長兼工務課長 寸村 忠良 総務課長 川戸 敏幸 総務課課長補佐 青木 達矢 総務課財務係長 横原 慎吾 総務課主幹 西村三千代 経営企画課課長補佐 長石 和久 経営企画課主査 吉田 覚 資産管理課長 西本 道則 資産管理課課長補佐 谷口 洋一 料金課長 渡辺 寛存 料金課課長補佐 佐々木 基 給水維持課長 西平 修一 給水維持課課長補佐 木本 裕治 工務課課長補佐 小谷 淳 浄水課長 福本 優 浄水課水質検査室長 八木谷義人 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 楮原 昌宏 南地域水道事務所長補佐 大島 徳明 西地域水道事務所長 中村 賢司 西地域水道事務所長補佐 末石 匡昭 <p><b>【下水道部】</b></p> 下水道部長 高木 要輔 次長兼下水道企画課長 重本 安彦 下水道企画課課長補佐 松尾 一繁 下水道企画課財務係長 谷口 賢司 下水道企画課企画係長 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 本家 悟 下水道企画課下水道管理室主幹 田中 裕史 下水道経営課長 太田 潤一 下水道経営課課長補佐 久田恵美子 下水道経営課普及係長 前田 誠 次長兼下水道建設課長 田中 英利 下水道建設課課長補佐 敦賀 裕貴 下水道建設課主査 吉村 幸治 下水道建設課建設第二係長 井上 幸一		

	<p><b>【都市整備部】</b></p> <p>都市整備部長 谷口 浩章 次長兼都市企画課長 永井 利幸</p> <p>都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 湯谷 一也</p> <p>交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博</p> <p>中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲干 典史</p> <p>都市環境課課長補佐 藪下 昇 道路課長 田村 温</p> <p>道路課課長補佐 河田 耕一 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭</p> <p>建築指導課参事 坂本 武夫 建築指導課課長補佐 森田 健</p> <p>建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 榊谷 承文</p> <p>建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 山根 陽一</p> <p>鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史</p>
傍聴者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

**【水道局】**

◆雲坂 衛委員長 ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。

まず、本日の日程でございますが、水道局の報告の後、当初予算の質疑を行い、下水道部の報告、当初予算質疑、都市整備部の議案審査、陳情審査、報告、当初予算質疑と進めてまいります。

なお、令和3年度当初予算につきましては、前回同様、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣言により、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行います。

なお、分科会について、数点確認いたします。討論、採決は行わないこととなっております。部局ごとに質疑終了後、分科会長報告に盛り込むべき事項について協議いただき、全ての部局が終わりましたら、取りまとめを行います。

この分科会長報告は、審査時における質疑や答弁、意見を報告するものです。審査時に出された意見以外の自己意見は報告できません。以上を御承知おきください。

それでは、水道局の報告を始めます。武田水道事業管理者に御挨拶いただいた後、報告に入りたいと思います。武田水道事業管理者。

○武田行雄水道事業管理者 はい。おはようございます。ただいま、雲坂委員長のほうから御案内ありましたように、トップバッター、水道局ということで務めさせていただきます。

報告を最初に2件させていただきたいと思います。1点は、水道広域化・共同化（流域別）の検討会ということで、これは、県が主催しております検討会でございます。定例的に、定例的といいますか、何回か、何か月に1回かというふうなことで会合が開かれておまして、

こういった内容について、県の常任委員会のほうでも報告がなされております。それに沿ったような報告になろうかと思えますけれども、報告させていただきます。

それから、もう一点が、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響ということで、昨日の総括質疑でもお答えいたしました。最新のデータを改めて報告させていただきたいと思えます。

その後に、予算審査特別委員会ということで、水道事業会計、工業用水道事業会計の当初予算について、いろいろ御議論いただきたいと思えます。じゃあ、本日はよろしくお願ひいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい。御挨拶ありがとうございました。

#### 水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 その他報告として、水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況について御説明ください。はい、中島次長。

○中島憲啓次長兼経営企画課長 はい。経営企画課の中島です。では、お手元の資料に沿って、説明させていただきたいと思えます。将来の人口減少や施設の老朽化など、水道事業は安定的な事業継続に対する多くの課題を抱えていることから、令和元年10月1日施行の水道法の一部改正の中で、事業の広域化・共同化を進めるよう、都道府県に、その推進役としての責務が規定され、令和4年度末までに、水道広域化推進プランの策定が求められているところであります。

鳥取県におきましても、東部・中部・西部と流域を分け、広域化・共同化の手法について検討を行う県主催の会議が、平成30年度から開催されており、各市町村の情報交換と現状把握等を行っております。

東部地区は、記載しておりますように、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町というところで検討を行っております。

1番目、令和2年度東部地区検討会の取組状況というところで、今年度は、鳥取県が、水道広域化推進プラン策定のための委託業務を6月に発注されております。

委託先はEY新日本有限責任監査法人、委託期間は、今年度～令和3年度までの債務負担行為となっております。業務概要は、現状分析のための基礎調査、財政シミュレーションの条件の設定・作成、広域化・共同化パターンの検討となっております。

2番目で、検討会の開催経過ということで、今年度の検討会は、第1回が8月4日にウェブ会議方式で、現状把握・分析、将来推計に必要となる施設整備及び経営に関する基礎データの調査を、各市町へ依頼がありました。これを受けまして、上記の委託業務の主な調査項目のかぎ括弧の中にあります調査項目に沿って、データを提出しております。主要施設等々の施設台帳、図面、人口推計、普及率等のデータを提出しております。第2回検討会は、11月19日に開かれ、調査票及び依頼資料の回収状況、現状分析、将来推計のイメージ、広域化のパターンの設定についてなどの検討の進め方の説明がありました。第3回検討会は、今年の2月3日にウェブ会議方式で開かれまして、将来推計の経過報告、広域化パターンの検討の説明がありまし

た。広域化パターンについては、その中で、ハード的、施設、管路の統合という部分では難しいのではないかというような方向性が出され、今後は、ソフト的なことで検討をしていくということで説明がありました。

はぐっていただいて、今後の予定ということで、検討会の今後の予定は、県によりますと、今年度は、もう一回3月に開催とちょっと記載しておりますけれども、一昨日の夕方、県のほうから、今年度は会議をもう開催しませんという連絡がありましたので、そこに書いてあるような課題等の整理については、令和3年度に行うという説明がありました。また令和3年度につきましては、パターン別の効果シミュレーションの実施等々を踏まえまして、令和4年度に、広域化計画の策定というようなスケジュールになっております。

3番目に、指定給水装置工事事業者講習会の共同化についてということです。これは、令和元年度のこの検討会におきまして、東部の4町から、指定給水装置工事事業者を対象とした講習会を現状では行っていないということで、鳥取市が開催しております講習会に、東部4町の指定給水装置工事事業者が参加できないか検討してほしいという要望がありまして、今年度から、共同の講習会を行っているものでございます。

まず、指定給水工事事業者はということで、ちょっと下の囲みの中に説明をしておりますが、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施工することができると認められる者を指定する制度のことをいまして、この指定要件は、全国一律となっております。令和元年10月1日施行の水道法の一部改正の中で、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が導入されまして、更新時に、講習会を受講しているかどうかということを確認することとなっております。

指定給水装置工事事業者を対象としました講習会の共同化につきましては、令和2年9月15日に、鳥取県東部4町と協定を締結しております。これは、事務の効率化と地域における給水装置工事技術水準の維持向上を目的とし、水道の広域化・共同化の取組の1つとして検討を進めてきたものです。令和2年度から、鳥取市が開催する講習会に、各町の指定給水装置工事事業者が参加することとなりまして、今年度は、昨年12月14日～16日で講習会を行ったところであります。

最後にもう一枚、水道広域化推進プランの策定についてということで、水道広域化推進プランの基本的な考え方などを、総務省の資料から抜粋したものを添付しておりますので、後で御一読お願いしたいと思います。

また、今後も、随時委員会等で、広域化の経過等々を報告させていただくこととなると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑等はございますか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。御説明ありがとうございます。先ほどの説明の中で、ハードといいますが、管路の統合は困難なんだといったお話があったと思います。具体的に、どういった根拠でいいますか、その困難な理由といえますか、そうしたことをお聞かせ願ひたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

◆雲坂 衛委員長 はい、中島次長。

○中島憲啓次長兼経営企画課長 はい。この東部のほうで、特に、鳥取市に関わるところで検討を、このEY新日本有限責任監査法人さんが検討を、ここではどうかということでしたけれども、その、鳥取市から八頭町のほうにということになると、なかなか費用対効果というか、工事費等々かかってしましまして、なかなか費用対効果が得られないというようなことが1つです。

それから、八頭町のほうから、逆に鳥取市のほうにということになりますと、水量的にちょっとなかなか難しいというようなことで、この地理的条件、それから、費用対効果の面で、なかなか難しいということを検討いたしております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。よく分かりました。ソフトの面での連携といったお話がございましたけれども、その方向性についてお伺いいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい、中島次長。

○中島憲啓次長兼経営企画課長 はい。経営企画課の中島です。ソフト的な面はこれからということですが、例えば、物資の共同購入ですとか、例えば、技術的な部分の研修を共同で行うとか、これからいろいろ検討していく中で、いろいろ出てくるのかなと思っております。以上です。

◆前田伸一委員 はい。大丈夫です。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 はい。これは、いわゆる国がそういう指導をしておいて、県が、それに呼応してやると、こういうことですか、実態は。

◆雲坂 衛委員長 はい、中島次長。

○中島憲啓次長兼経営企画課長 はい。委員がおっしゃられるとおり、国の指導に基づいて、全国どこの都道府県でも、現在検討を行って、令和4年度までにプランを策定するというように進んでおります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 最終的に、国が目指しておるのは、いわゆる、例えば、今ここにあるように、東部地区では鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、これを1つにまとめようという考え方が国の考え方なんですかね。その辺はどうでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、中島次長。

○中島憲啓次長兼経営企画課長 はい。経営企画課の中島です。1本にと、それぞれ、地域地域で実情が違ふと思いますので、やり方はそれぞれ、県や地区で、やり方がちょっと違ふと思いますので、取りあえず、東部地区については、ハード的には無理なので、ソフト的で何か共同化できるようなことをというようなことで、現在は進んでおります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか。はい、山田委員。

◆山田延孝委員 鳥取市が、例えばこれ、1市4町ですか、これが一本化というようなことになると、とてもじゃないけど、ハード面で大変だろうと思いますし、第一、その4町については、

簡水がかなりあるだろうと思います。そういったものを、例えばこの1市4町が1つにということ、なかなか難しいだろうと思うので、そういった意味では、ソフト面での、何というか、統一化を図るような、そういう方向はいいんでしょうけども、なかなかハード面が、これはついていくような話ではないなという、私個人はそう思っておりますが、その辺の感触はいかがですかね。

◆雲坂 衛委員長 はい、武田管理者。

○武田行雄水道事業管理者 はい。この件に関しましては、以前も、水道法の改正の質問が、例えば本会議であったりする中で、この水道法の改正の大きな内容の1つが、この広域化・共同化の検討というふうなことで申し上げております。確かに、山田委員が言われますように、なかなかハードの統合というのは難しいのかなど。要するに、広域化・共同化は、あくまでも手段でありまして、広域化・共同化するのは目的ではないわけでありまして、したがって、広域化・共同化したけども、金ばかりかかって得るものはほとんどなかったというふうなことになっては、これは元も子もないわけで、これは当たり前のことであります。

したがって、そういう観点から申し上げれば、ハード的な統合というのは、まず、メリットがないであろうと。その証左といたしまして、鳥取市は、御覧のように1市8町村合併して、簡易水道におきましては、平成29年度から統合ということで、まさに、ハード統合も目指して、できるところはやり、できない部分は、それぞれの元の簡易水道の施設を生かして、例えば、施設をずっと更新して今っている最中、物すごい苦労というのが、今、私ども身をもって経験しとるわけでごさいますし、とてもじゃないけど、これをさらに広げるなんていうのは、ちょっと何をか言わんやというふうな感じで思っておりますし、現の深澤市長も、現時点で、そういった広域化というのは考えていないということは、答弁でも申し上げておるとおりであります。

一方、またソフト統合、なかなかこれも難しい部分がありまして、だから、さっき言いましたような、一番最後、指定給水工事事業者の講習会の共同化、これは、本来なら各水道事業者である町が独自にやらなきゃいけないものが、ノウハウとか全くございませんので、鳥取市にやってくれと、それで、うちの登録事業者も、そこに参加させてくれと、ああ、いいですよというふうなことで始めたという、こういう事業であります。細かな部分でのそういうソフト事業の共同化というのはできるかもしれませんけど、例えばの話、料金を統一なんていうのは、とんでもない話でごさいますし、だから、国はその霞が関の論理で、机の上で簡単にこう二次元の地図だけ見て、やれやれって言われるかもしれませんが、なかなか三次元の地図で見ますと、こういった鳥取県みたいに、山あり谷ありで、なかなかその物理的な統合なんて無理な地形のところも多くございますので、これは、全国一律にどうのこうのというのは、一応号令はかかってますけども、それぞれ地域の実情に応じた、できることをまとめた計画になるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 はい。私もそれでいいと思いますし、ただ、こうして今、鳥取の水道は、いわゆる簡水を取り込んでやっておって、いろんな事業をする中で、国の補助金等々にも、なかなか

か難しい面もある。そういったことで、例えばですよ、このことに国や県の言うとおりにはないかなかならんぞということ例えば表明したとすると、例えば国が、いや、それだったら鳥取市、鳥取の市水道は、こういう補助金、これはもうつけたらんとかね、言い方は悪いけども、そういう、いわゆるしっぺ返しみたいなのがあつては困るわけで、その辺りのことを、しっかりやっぱり理解してもらふ必要があると思いますので、その辺、しっかりと頑張ってくださいと思います。なかなか、それは、ハードの統合というのは、もう全然、僕も無理だと思いますしね、こういう状況の中で。その辺り、国や県に、しっかり理解をしてもらふという努力をしてほしいなと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほかありますか。よろしいですね。はい。

#### 新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 では、次に、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について御説明ください。はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。料金課長の渡辺でございます。お配りしている資料、折りたたんでおりますので、開いて御覧いただきたいと思います。A3判の資料でございます。私からは、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について、2点報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症によりまして、日常生活や経済社会活動をはじめ、様々な分野に影響が出ているところですが、この状況下における水道の有収水量の実績について、さらに、水道料金の支払い猶予の状況について、昨年12月17日開催の建設水道委員会で御報告させていただいておりますが、本日は、その後の状況につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の有収水量の実績と、対前年度比較について説明をさせていただきます。有収水量は、浄水場で作られました水道水のうち、水道料金の対象となった分の水量を指します。漏水や消防用で使われる水は、水道料金の対象にはなりませんので、有収水量には含めません。

なお、有収水量の集計に当たりまして、給水区域全域ではなく、統合前の上水道給水区域を対象としています。その理由といたしましては、統合前の簡易水道給水区域においては、昨年4月に、上水道給水区域の料金に統一しましたので、今年度と前年度では、料金体系が異なっており、比較することができません。そのため、統合前の上水道給水区域についてのみ、有収水量を集計してございます。

なお、統合前の上水道給水区域の有収水量は、給水区域全域の有収水量の約86%を占めてございます。

まず、(1)の表、令和2年度1期～4期までの実績の表を御覧いただきたいと思っております。この表は、昨年の12月の建設水道委員会で報告させていただいた数値になります。水道料金の請求単位であります1期～4期まで、水道の使用期間については、表の下の米印の注釈にも記述しておりますが、奇数月に計量する地区と、偶数月に計量する地区で異なりますが、水道メーターを計量した月でいいますと、3月～10月までに計量しました有収水量の実績について、表

の左端にありますように、従量料金の5つの段階別区分に有収水量を配分し、それぞれの段階ごとに、前年度と今年度の有収水量の実績を比較した表になります。

数値の単位は立方メートルで、表の中でR1とあるのは、前年度の令和元年度、R2と表記していますのは、今年度の令和2年度になります。令和2年度の1期～4期までの有収水量の実績は、前年度の同期間の実績と比較いたしますと、表の比較の欄の一番下、黒色の太文字で表記しておりますが、有収水量の合計で、4万2,169立方メートルの増という結果でした。

続きまして、表の右端から1つ前の欄、比較の欄を見ていただきますと、一般家庭のほとんどが含まれる使用水量の少ない区分、従量料金の段階別区分の1段階～3段階、こちらは、使用水量が40立方メートル以下の区分になります。この区分の有収水量は増加していますが、事業用や営業用としての大口の水道使用者が含まれます使用水量の多い区分、こちら、段階別区分の4段階～5段階、使用水量は41立方メートル以上の区分になります。この区分の有収水量が減少しているという結果でございました。

表の一番右端の水色で網かけしました欄には、水量ではなく、金額に換算いたしましたものとして、従量料金の段階別区分のそれぞれの単価、黄色の網かけした部分になります。これは、税抜きの単価でございます。これと、比較の欄にあります今年度から前年度の有収水量を差し引いた水量とを掛け算したものを、影響額の試算として記載しております。単位は1,000円単位となっております。

次に、(2)の表は、令和2年5期の実績の表になります。水道メーターの計量は、2か月ごとに行っておりますので、5期とは、奇数月に水道メーターを計量する地区では、9月～11月までの期間に使用した水量の実績でございます。偶数月に計量する地区では、10月～12月までの期間に使用した水量の実績になります。令和2年5期の有収水量の実績は、前年度の同期間の実績と比較いたしますと、表の比較の欄の一番下、こちらも黒色の太字で表記しておりますが、有収水量の合計で、1万4,470立方メートルの増という結果でした。

その下にあります(3)の表は、(1)と(2)の表の数値を合わせました令和2年度1期～5期までの実績の表になります。表の右側の棒グラフは、従量料金の段階別区分ごとの有収水量と合計について、前年度と今年度の実績を比較したグラフになります。

(3)の表につきまして、資料の中段から少し下に説明文のほうを記述しております。令和2年度1期～5期までの有収水量の実績では、令和元年度の同期間の実績と比較いたしますと、表の比較の欄の一番下、こちらも、黒色の太字で表記しておりますが、有収水量の合計で、5万6,639立方メートルの増という結果になっております。増減水量の程度といたしまして、表の下に参考といたしまして、令和元年度の実績で、統合前の上水道給水区域における1日の平均使用水量は、約4万8,700立方メートルとなっております。

なお、実際のところ、令和2年は、うるう年のため、前年度の同期間と比べ、2月29日の1日分の水量が上乘せになっているため、1日分の平均使用水量を差し引きますと、今年度の実績は、前年度の実績を僅かに上回っていることになります。

続いて、(3)の表の比較の欄を御覧いただきたいと思います。一般家庭のほとんどが含まれる使用水量の少ない区分、1段階～3段階、こちらの有収水量は増加しておりますが、事業用



や営業用としての大口の水道使用者が含まれる使用水量の多い区分、4段階～5段階の有収水量が減少しております。表（1）に示しております1期～4期までの実績と比較しても、その状況に大きな変動は見られません。この要因全てが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとは断言はできませんが、これは、外出自粛や在宅勤務などで自宅にいる時間が長くなったことで、一般家庭において、使用水量が増加しているのが原因の1つではないかと考えられます。

一方、大口の水道使用者につきましては、事業活動の縮小や休止、外出自粛による経済社会活動への影響などにより、事業用や営業用としての使用水量が減少していることなどが原因の1つではないかと考えられます。

（3）の表の一番右端、水色で網かけした欄には、こちら金額で換算したものを上げさせていただいております。従量料金の段階別区分のそれぞれの単価、黄色の網かけ部分、こちらと、比較の欄にあります今年度から前年度の有収水量を差し引いた水量と掛け算したものを、影響額の試算として記載しております。単位は1,000円単位としており、1期～5期までの前年度の実績と比較いたしますと、1段階～5段階までの合計で、1,851万3,000円の減になるという試算でございます。有収水量全体では、僅かに増となっておりますが、従量料金単価の高い4段階・5段階の使用水量が減少していることによる影響と考えられます。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響については、今年度の5期までの有収水量の実績を見る限りでは、水道事業の経営に深刻な影響を及ぼすほどの状況ではないと考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息までには、しばらく月日がかかると思われます。今後、本市の動向によりましては、事業活動の縮小や休止、外出自粛による経済社会活動への影響などにより、有収水量が大幅に落ち込むことも想定されますので、水道料金に直結いたします有収水量の動向につきましては、今後も適宜、本委員会におきまして報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2つ目の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえました、水道料金の支払い状況につきまして、こちら、昨年の建設水道委員会において報告させていただいておりますが、その後の状況について、報告をさせていただきます。

まず初めに、本市における、水道料金の支払い猶予の措置は、厚生労働省及び総務省からの支払い猶予等に係る要請の通知を受けまして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、水道料金の支払いが困難な方で、水道局へ支払い猶予の申出があった方を対象に、令和2年4月以降請求分の水道料金について、1年以内の期限を限り、徴収を猶予するものでございます。なお、下水道使用料等の支払い猶予につきましては、下水道部において同様の措置が取られております。

資料の表は、支払い猶予に関して相談のございました件数等の状況を、家事用と家事用以外に分けて集計したもので、3月1日現在の状況でございます。なお、家事用と家事用以外という区分は、厚生労働省からの支払い猶予に関する調査に基づいた区分になります。自宅の水道料金については家事用、店舗や事業用の水道料金については家事用以外に分けて集計し、表の右側に、合計欄を設けてございます。

表の下、米印の注釈にも記述しておりますが、表の中の括弧内の数値は、昨年12月1日現在の数値になります。また、相談件数や支払い猶予件数の集計の仕方といたしましては、延べ件数としての集計ではなく、支払い猶予の申出があった1水道使用者につき1件として集計してございます。したがって、複数回支払い猶予の申出があった場合でも、件数は1件のままとし、支払い猶予金額に、新たに猶予した水道料金の額を加えて集計してございます。

それでは、まず、家事用につきましては、その後に新たな支払い猶予の相談はございませんでした。また、支払い猶予の金額を増額してほしいといった申出もございませんでしたので、件数及び金額は、そのまま変更はございません。

家事用以外につきましては、その後に新たな支払い猶予の相談はございませんでしたが、既に、支払い猶予の措置を行っている事業者の方から、さらに支払い猶予の金額を増額してほしいとの申出があったことから、支払い猶予金額が、合計で690万9,000円に増額になっております。

また、表の一番下の欄には、支払い猶予金額のうち、3月1日現在で納入済みの水道料金の額を記載しております。家事用につきましては、支払い猶予金額5万8,000円、この全てを納入いただいております。家事用以外につきましては、支払い猶予金額690万9,000円のうち、78万5,000円を納入いただいております。説明は以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等はございますか。はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。太田です。御説明ありがとうございます。大口のほうをお尋ねしたいですけれども、こちらに書いてありますように、事業の活動縮小や休止ということがありました。今後、コロナウイルスが緩和されて、経済活動がまた戻るということを期待するところですけれども、この大口の使用者の方で、使用をおやめになった方というか、そういった事業者があったのか、なかったかというようなことが分かれば教えてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。料金課長の渡辺です。太田委員の質問にお答えいたします。大口の使用者の方で、こういったコロナの関係で事業を中止したといった相談はお受けしてございません。ただ、こう数値を見ておきますと、明らかに以前に比べて使用水量が減になっている状況を把握しておりますので、恐らく、こういった状況で、なかなかお客さんも少ないとか、そういった状況があって使用水量が伸び悩んでいるのかなというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。ありがとうございます。安心しました。こういった非常に丁寧な資料をつくっていただいて、このことが、鳥取市における経済活動の目安にもなるかと思えます。大変だと思いますけど、先ほど動向を注視するということでしたけれども、また、こういった資料を、ぜひ、きちんと保存をしていただくことが大事かなというふうに思いましたので、よろしく申し上げます。

◆雲坂 衛委員長 はい、どちらが先で。

◆前田伸一委員 ああ、どうぞ。

◆雲坂 衛委員長 岡田委員。

◆岡田信俊委員 失礼します。太田委員と同じような意見になるのかもしれませんが、このコロナ禍において、いわゆる家庭用のほとんどが含まれる1～3段階、それから事業用や営業用の4～5段階、これだけ顕著に数字で出てくるとは、ちょっと驚いたというか、いい資料をつくっていただいたというふうに思っております。

また、水道料金の支払い猶予に関しても、おおむね心配することのないような感じで動いというふうに受け止めさせていただきました。本当にいい資料を頂きまして、よく分かりましたし、コロナの影響が本当に顕著に出るものだなというふうに思いました。これからも我々も一員として見守っていきたいというふうに思った次第です。以上です。答弁は、結構でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。関連してなんですけれども、家事用以外の支払い猶予金額690万9,000円ですけれども、この支払い猶予件数、4件で690万9,000円だと思んですけども、その4件のそれぞれの、何ていうんですかね、大きいところっていうんですかね、少ないところとあると思んですけども、その具体的な数字が分かれば教えていただけたらなと思んですけども。

◆雲坂 衛委員長 はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。4事業者の方の支払い猶予というのを実施しました。実際、この大部分は、1事業者の方の水道料金が大半を占めてございます。ここでいくと約600万円辺り、水道料金の請求回数でいきますと5回、5回ですので、2か月ごとですので、10か月分の水量が含まれてございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 今回、この資料で見ますと、猶予の期間が1年以内の期限というふうに書いてあるんですけども、このコロナの状況ですけれども、この令和3年度も、引き続きどうなるかちょっと分からないところがあると思んですけども、600万円何がしかのこの猶予、これ、じゃあ来年、またこの600万円に加えて、令和3年度分も合わせて払ってくれっていうことになると、かなり厳しい状況になるんじゃないかなと思んですけども、その辺の対応みたいなものは、何か考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。前田委員の御質問にお答えいたします。その事業者の方等につきましては、既に、支払い計画のほうを確認いたしておまして、納期限の1年以内の手前で、全ってお支払いいただく計画をいただいております。ですので、通常の請求、2か月ごとですけれども、その間、請求のない月に、この猶予した水道料金をお支払いいただけるということで、約束しております。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか質疑等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

それでは、以上で建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午前10時38分 休憩

建設水道委員会に切替え 午前11時36分 再開

#### 【下水道部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、建設水道委員会を再開し、下水道部の報告に入ります。

高木下水道部長に御挨拶いただいた後、報告に入りたいと思います。高木部長。

○高木要輔下水道部長 おはようございます。下水道部の高木でございます。本日の案件でございますが、その他としまして、下水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況について、次に、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払い猶予について、この2件につきまして、対応等の状況を御説明、御報告をするものでございます。説明等につきましては、簡潔明瞭に努めてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい。御挨拶いただきました。

#### 下水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、その他報告として、下水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況について御説明ください。重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、重本です。それでは、お手元の資料1で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重本安彦次長兼下水道企画課長 さきの12月議会でも説明させていただきましたが、新しい委員の方が多数おられますので、改めて説明させていただきます。

下水道広域化・共同化（流域別）検討会の取組状況でございます。施設の老朽化、人口減少等によります有収水量の減少、使用料収入減ということによりますことで、汚水処理場事業の経営環境が厳しさを増しております。今後、さらに効率的な事業運営が必要となってきます。

平成30年1月に、国土交通省は関係3省、総務省、農林水産省、環境省と連名で、汚水処理の事業運営に係る要請文、これは、資料1の3ページ、4ページのほうに載せております。この要請文が出されまして、全都道府県において、令和4年度までに、広域化・共同化計画の策定が求められました。

要請文の概要としまして、まず、1点目は、令和元年度以降の交付金の交付要件としまして、平成30年度中に、広域化・共同化の検討に、全市町村の参加を必須として着手すること。2点目、令和5年度以降の交付金の交付要件としまして、令和4年度末までに、広域化・共同化計画を策定すること。これを受けまして、鳥取県も東・中・西部と流域別で区域を分けまして、

広域化・共同化の手法について検討を行う県主催の会議が、平成30年度から開催されており、各市町村の情報交換と取組の検討を行っております。

東部地区におきましては、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町の1市4町でございます。令和2年度東部地区検討会の取組は、広域化・共同化計画の策定に関わる広域連携効果シミュレーション等の委託業務を、鳥取県が発注しました。委託者は、日水コン・トーマツ共同企業体、委託期間は令和2年～3年度。業務概要としまして、様々な調査項目による現状分析、財政シミュレーションの条件の設定と作成、広域化・共同化パターンの検討などがございます。

検討会の開催経過としまして、昨年、令和2年8月26日に第1回検討会、これは、書面に振替えられました。同じく、令和2年11月9日に第2回検討会、現状分析を基に課題を抽出し、検討や確認を行いました。令和3年、先月2月3日です。第3回の検討会をウェブ会議で行い、将来推計の経過報告、広域化パターンの検討を行いました。

今後の予定としまして、今月検討会をもう一回開催する予定です。来年度、令和3年度は、パターン別の効果シミュレーションの実施、令和4年度は、広域化・共同化計画の策定というような予定をしております。以上で説明を終わります。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等はございますか。山田委員。

◆山田延孝委員 この広域化・共同化、先ほど、水道局のほうもありまして、水道の広域化等々も話がありました。水道は、なかなか難しい部分があるんですが、この下水道については、もともと、いわゆる流域下水道という考え方というのが、いわゆる河川、大きな、千代川河川、この流域をいわゆる1つにして、鳥取市で処理して放流するという、もともと、そういう大きな考え方というのが以前あったと思うんですね、広域化、いわゆる流域下水道という考え方。その当時、河原町が、いち早く下水道を整備しようという話になって、公共下水道に取り組んだわけですが、いわゆる旧八頭郡内は、ほとんどが、いわゆる農業集落排水を手がけたわけでした、そういったことからすると、本来流域が1つになる、例えば53号線沿い、29号線沿いが、いわゆる53号線だと、智頭から鳥取まで管を引っ張っていけば、一番効率がいいというような話もあったりしましてね。その辺の広域化、将来的にこの下水道の広域化というのは、今現在、鳥取市としてどう考えるのか。例えば、智頭、いわゆる旧八頭郡、それから、岩美町も含めた、将来実現可能だという考え方なのか、その辺りはいかがですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、重本です。今、委員言われた、その流域ということでございますけど、取りあえず、現時点の鳥取市の方針としましては、まず、施設の統合については、鳥取市内だけでも多数の処理施設を抱えております。令和2年度時点で71施設、これを、当面は鳥取市の中で施設統合を優先していくという方針でございます。行政区域界を越えた、いわゆる隣接した町との施設統合のほうは、必要に応じて、これから検討していくということで、まず、最優先は、鳥取市内の施設統合ということを考えております。

もう一点、汚泥処理の広域化・共同化というのがございまして、これは、現時点では、岩美町が平成15年から連携済みでございますけど、今後は、若桜町、智頭町、八頭町の汚泥を、鳥

取市の焼却施設で一括焼却するということについて検討を進めていく予定としております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 汚泥処理は、それは可能でしょうし、いいと思うんですが、鳥取市として、鳥取市が、いわゆる旧八頭郡については、八頭3町については、鳥取市が一番最下流側にあるわけで、当然のことながら、鳥取市に持って出るしか方法はないのかなど、将来的にはですね。そういった、いわゆる国や県の指導というか、そういうことから、こういう広域化という話が出てきているのだらうと思うのですが、鳥取市として、将来本当に、今はもちろん、おっしゃったように、集落排水等々統合がされておるような状況の中で、今現在はなかなかそういう将来的に流域一本化ということは、なかなか難しいんかもしれないですけども、将来的には、やっぱり流域一本化という考え方というのが必要になってくるのではないかと、下水道については、というのは、河川に放流するという状況、いわゆる智頭町もそうですし、八頭町、若桜町もそうなんです、鳥取市は、あそこの源太のところで取水をしておるというような状況もあるので、できる限り、取水より下、下流側から放流するということが、一番ベターな考え方ではないかなど、上水道のことを考えると。そういったことも含めて、広域、流域下水道というのを、やっぱり真剣に考えるということが必要ではないかと思うんですが、その辺、部長はどうですかね。

◆雲坂 衛委員長 高木部長、はい。

○高木要輔下水道部長 はい。下水道部長の高木です。河川に放流することについての議論というの、ずっと前から行われてきた、もう平成、もう昭和の終わりといいますか、その辺りからずっとなされてきておまして、例えば、集落排水ですけども、国英地区のほうから倉田のほうに流れるような形で、取り組んできたというようなこともあります。そういったような地理的な条件が整うところにつきましては、統合といいますか、つなげていくのが、やはりベストだとは思っております。しかしながら、鳥取市、地理的なところがありますので、例えば、上のほうからつなげていこうとすると、例えば、ポンプアップして流していったりとか、かなり距離の長い管路を敷設してとかいうようなことで、費用対効果というものが、非常に重視されるものだというふうに思っております。下水道の処理につきましては、市民の皆様方からの貴重な使用料というもので賄うということになっておりますので、その辺のコストの考え方、含めながら、今後どういったことが可能なかということを検討していかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 ということは、当面は、いわゆる、それぞれある今の集落排水ですかね、ああいう小さな処理区をずっとつないでいくということが主流になってくるということだろうと思うんですね。話にあったように、例えば、国英の集落排水を馬場ですかね、あそこまで持って出たつないだというような例もあるわけで、そういった、当面はそういうできる限り統合していくという考え方。その先に、初めていわゆる流域下水道というか、そういったことが出てくるという考え方でいいんですかね。

◆雲坂 衛委員長 はい、高木部長。

○高木要輔下水道部長 はい。下水道部長の高木です。山田委員さんのおっしゃられるとおりでございます。

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか。そのほか、はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。山田委員の質問に関連するんですけども、私も、将来的には、この鳥取県東部圏域の人口も減少していく、鳥取市の下水の処理場、こちらも、ある程度余裕がかなり出てくると。その余裕の出たところに、周辺の町の下水を、先ほど部長のほうはその使用料云々の話がありましたけども、そこは、やはりしっかりその周辺、各町から処理に見合うだけのお金を鳥取市が頂いた上で処理していくという考え方になるのかな。なので、鳥取市の市民の使用料、下水の使用料という考え方ではなくして、下水道処理場を利用される各周辺の町からのお金を繰り入れていただいての運営といった考え方になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、高木部長。

○高木要輔下水道部長 はい。下水道部長の高木です。当然、前田委員おっしゃるとおり、応分の負担というものは、当然処理料というものは頂かなくてはならないんですが、頂くときに費用対効果、例えば汚泥処理のことについてですと、例えば、どうしても施設というキャパシティーがありますので、それを超えたものを持ち込むとなると、逆に、全ての負担が増えてくるというような場合とかも、まずございます。それと、あと、現在処理しているところから余分に管渠とかそういったものをつなげて処理場に、例えばその汚水を運ぶときに、そうしますと、現在のものよりも新たな管路とかも必要になってきますし、既存の施設についても、廃止とか改造とかしなくてはならないとかいうようなコストがかかってくると思います。ということは、そういったようなところで、プラス・マイナスですね、払うものと、もらうものと払うものとのバランスが取れるようなところ、それを、今後検討なんかでしていくということで、それで、十分鳥取市としても、よそから、例えば来る汚水があるにしても、そのバランスをちゃんと取れて、両方とも余計な、余計なといいますか、たくさんお金を払うようなことがないような形で見ていったところで、どうするかを検討をしていくんだなというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。やはり、鳥取市が中核市として、この鳥取県東部の中心となるまちとして連携をしていくといったところで、やっぱり考えていくと、全体最適っていいですかね、やはり、この周辺の各町、処理場がなくなれば、当然コストが浮いてくるわけですので、しっかりその辺を、その町にもメリットがある、そして、この鳥取市にも、言えばメリット、ウィン・ウィンの関係といいますか、そういったところを、ぜひ見いだしていただいて、言えば、鳥取市民も、周辺の町の町民の方も日本国民ですので、この下水道事業も、やはり国のほうからかなりお金が入ってきておるわけですし、その辺の全体観に立った検討を、ぜひお願いしたいなあというふうに思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 これ、要望ですね。

◆前田伸一委員 要望です。

◆雲坂 衛委員長 はい。その他、荻野委員。

◆荻野正己委員 お二人の方の関連になると思うんですが、何か広域化っていうこと、形で言えばこの文書で、国から文書が来てるように、先に何か広域化在りきみたいな形での議論が、国は考えて、やれという形でやってるんだけど、やっぱり、基本は、やっぱり鳥取市にとって、もっと言うならば、市民にとって本当にメリットがあるんだったらやったらいいんだけども、その辺を抜きに、何か大きくすればいいんだみたいな議論が先行するという考え方ちゅうのは、やっぱりおかしいのではないかと。そういう点で、こういった会議に臨むに当たって、やっぱり市民のメリットを最優先に考えて、やっぱり今やるべきは、先ほど、部長言われたように、やっぱり市内の中でもまだ整備が進んでないと。それを優先してやっていくと。その上で考えてく。その広域化することによってメリットがあるんだったら進めたらいいんじゃないか。こういうことの基本をきちっと置いて、頑張っしてほしいなというふうに思うんです。やっぱり基本は市民にとって、市にとってメリットがあるかどうかという観点ね。国の方針だからみたいな形では、やっぱりおかしいんじゃないか、そういうスタンスで頑張っしてほしいなと、これ質問ではなくて、意見になりますけどね。

◆雲坂 衛委員長 これは要望で、要望ですね。

◆荻野正己委員 はい。

◆雲坂 衛委員長 要望・意見ということで、回答なしで。そのほか質疑等がなければ。ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、次に新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について御説明ください。はい、太田課長。

○太田潤一下水道経営課長 はい。下水道経営課、太田です。新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について説明させていただきます。

多分、先ほど、水道局のほうからもいろいろ説明があったかと思いますが、下水道部におきましても、この6月議会から、その都度説明をさせていただいておるところでございまして、改めて、委員さんも替わりましたので、説明をざっとさせていただこうと思いますが、この文に、政府の決定等によりまして、この公共料金の支払いが困難な事情がある方に対して、この通知等を踏まえて、令和2年度、2年4月以降の請求分の下水道等使用料について、支払い猶予を行ってきておるところであります。

対象者は、このコロナの影響によりまして、使用料の支払いが困難な方で、こちらのほうに猶予の申出があった方ということにしております。

猶予期間につきましては、1年以内の期間に限って徴収猶予というような形をさせていただいておりまして、この令和3年2月末現在で、現在相談件数延べで8件、家事用が8件、家事



用以外、いわゆる事業用が7件、計15件で今猶予を、累計で家事用は5万8,856円、家事用以外、事業用が735万8,151円ということで、合計741万7,007円というようなことをしておるところでございます。

なお、資料2ですね、括弧内、うち納付済額とありますが、家事用の部分については、全てもう既に納付済みでございます、事業者のほうは、全てまだ猶予が継続中ということでございます。

ちなみに、1年という猶予期間でありますので、一番早い分が、今度の4月に1年が到達してまいりますけれども、この事業者につきましては、既に、1年後にその都度納入していくということで、話のほうはついております。ただ、今後もコロナの影響というのがどういうふうになってくるかはちょっと分かんるところもございまして、政府のほうでも、この今年の1月に、改めて緊急事態宣言が出たときに、支払い猶予等の柔軟な措置の実施の検討について、また通知が出ました。この関係もありまして、市長部局の収納推進課を中心とします債権管理部局であるとか、また、水道局と連携しながら、この辺については継続していくということの方向でなっております。

なお、下のほうに参考としまして、有収水量及び収入の状況ということでつけております。前回の建設水道の分科会のほうでも、当初予算の説明で利用についていろんな違う傾向が出ておりますよという話をさせていただいたところなんですけれども、改めて、この水量の状況につきましては、いわゆる一般家庭の小口のほうの水量はどんと増えていまして、それに対して、事業者を中心とします大口水量が、およそ10%、9.8%減になつるとというような状況がございします。

この関係で、下に調定額税込み、税抜きって載せておりますが、全体水量としては微増な関係がありまして、調定額、いわゆる税込みの部分については、先日も説明しましたが、1月末現在でもプラスの195万円、0.1%の増となっております。これは実際、量が増えた部分というものもあるんですが、元年の秋に、消費増税、消費税が8%から10%になった関係があって、実際消費税の差分のところで、プラス0.1%となつてはいるんですが、下の段に、税抜きというふうに出しておりますが、この消費税がかからない部分で比較させていただいたところで、前年度と比べて、1月末現在で約4,300万円、率にしてマイナス1.6%というような現状になっておるところでございます。

今後も、どういう変化がちょっと出てくるか分かりませんので、改めて、これは推移を見ていかないといけないと思っておりますし、その都度、また議会のほうで、この状況については報告させていただこうと思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等はございますか。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 水道局でもあったんですが、大口のというか、企業さんの返済についてですけど、4月に返済が迫っているということなんです、具体的に返済計画とか話し合いはされたということなんです、例えば、水道局で言えば、徴収月でない月にもらうような形で話をして

ると、なっているというようなことが言われてたんですが、下水もそういう感じなんですか。教えてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田潤一下水道経営課長 はい。下水道経営課、太田です。実は、水道局と、この辺のところは協議をしております、いわゆる水道局が、水道料金のその徴収をする月と一緒に合わせてしまうと、過大な負担になるであろうということを考えまして、そこのところは、水道が集めない月をうちで、そういう順繰り、順繰りというような形にさせていただくとどこであります。

◆雲坂 衛委員長 そのほか委員の方から質疑等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしということで、ちょっと12時を過ぎましたので、以上で建設水道委員会一旦終了して、予算審査特別委員会建設水道分科会をですね、お昼休憩を取ってから再開をしたいと思います。開始が1時15分、1時15分に再開をしたいと思います。では休憩をさせていただきたいと思います。

午後0時4分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後2時52分 再開

#### 【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、おそろいになられましたので、建設水道委員会を再開し、都市整備部の議案審査に入りたいと思います。

まず、谷口都市整備部長に御挨拶いただいた後に、審査に入りたいと思います。はい、谷口部長。

○谷口浩章都市整備部長 はい、失礼します。都市整備部長の谷口でございます。最後の部ということで、お疲れとは思いますが、よろしくお願いたします。本日は、先般説明をさせていただいております令和3年度の当初予算並びに付議案について御審議をいただきたいと思います。また、その他の項目ということで、生活交通の維持確保のために取り組んでおります状況につきまして、2点ばかり御報告をさせていただきたいと思っておりますので、併せて、よろしくお願いたします。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、御挨拶をいただきました。

#### 議案第48号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 それでは、議案第48号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より御説明いただいております。皆様、お手元に資料はございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。48号です。皆さん、この資料ですね。自家用有償です。ここに、48、57、68、69と書いてある横長の分です。この1ページ～3ページが、今の鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてであります。1ページが、河原口から三谷路線、このカラーの地図。資料3です。資料左肩に、一番最初に資料3と書いてある分で、その1ページ～3ページでございます。

（「これですか」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 はい、それですね。はい。改正内容は、和奈見・国英線の一部廃止に伴って、路線名を和奈見線に変更して、主な経由地から河原町三谷及び河原山手を削除するというような内容だったと思います。質疑のある方は、順次御発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 なし。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第48号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について採決します。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- ◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆雲坂 衛委員長 次に、議案第57号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これは、前回の委員会において、執行部より御説明いただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。ページ数は4ページでございます。文化財課に移管する予定ということでもあります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第57号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- ◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号市道の路線の認定について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第68号市道の路線の認定について、これは、前回の委員会において、執行部より説明されております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 すみません。市道の認定基準について伺いたと思います。ほとんどの道路が6メートルとか5メートルのものなんですけども、中には、2メートルとか3メートルの道路も入ってるんですが、この辺の基準、歩道になるのかなとは思ってますけども、この幅員の基準について伺いたと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。はい。前田議員さんの御質問なんですけど、3メートル、自歩道、自転車歩行者専用道路の場合は、3メートル以上を市道認定するということになっておりますし、歩道専用道については、2メートル以上を市道認定をするという基準になっております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 変更路線3路線の中には、29番の奥崎的場線、幅員が1.0～4.5というふうにあるんですけども、先ほどの御説明では2メートルからといったお話があったと思うんですけど、こちらのほうの、考え方について伺いたと思います。

◆雲坂 衛委員長 69号。前田委員、今のは69号ですか。

◆前田伸一委員 市道の変更のほうですよ。

◆山田延孝委員 認定だ。

◆前田伸一委員 そうだ。認定だけえ、違うわ。

◆雲坂 衛委員長 では、取下げということ。

◆前田伸一委員 取り下げます。はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、先ほどの質問の中で、その1個前ですね、質問されて、その質問で終わりなのか、意見、また、あれですけども。分科会長報告、これは関係ないか。失礼しました。ほかに、質疑があれば挙手をお願いいたします。なしでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第68号市道の路線の認定について採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第69号市道の路線の変更について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第69号市道の路線の変更について、これは、前回の委員会において、執行部より説明されております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。番号29の奥崎的場線、これ、先ほどの議案68号のところでお聞きをした幅員の基準から外れるものも入っておりますけども、この辺の考え方について伺いたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。奥崎的場線なんですけど、これは、説明資料のほうの24ページを御覧ください。現況の市道が、起点、起終点、上がちょっと変更前と書いてありますけど、変更前のところに、実際、市道が1メートル～4.5メートルで、もう既に認定済みになってるということで、今回、新たに幅員が狭いところを認定したというわけではなしに、既存の市道が、もう既に1メートル以上、1メートル～4.5メートルになってるということで、あくまで、30番のほうの、新たに市道、今回増えてる分については、あくまで4メートル以上じゃないと車道は認定してないので、今の基準以前に、認定されたものです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ちょっと再確認なんですけども、29番に変わって、29番の変更前。29番のほうは、前から市道認定されていたもので、30番が、今回新たに追加になったものということであれば、言えば、この2.5～4.0というふうになってるんですけども、この辺は大丈夫なのでしょうか。その道路課の基準に照らし合わせて大丈夫なのか、確認させてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。新たに、赤い点線で示したところは、4メートル幅員がありまして、片側に勾配を取って側溝があるということで、市道認定の基準に合ってるので、こちらのほう、問題なく市道にさせていただいたところがございます。以上です。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか質疑のある方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第69号市道の路線の変更についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、陳情審査に入ります。令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情を議題とします。

まず、前回の委員会で、荻野委員から陳情書にある令和2年2月5日に、鳥取市長に対して、複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるよう、建築物条例による規制の緩和の陳情内容とその回答について、委員会として資料請求を行う件について、動議が提出されております。そこで、初めに、この件について、協議したいと思います。なお、協議を行う前に、事務局より参考情報を説明ください。はい。事務局、田中さん。

○田中真一市議会事務局主事 はい。事務局の田中です。まず、委員会としての資料請求する件についてですが、委員会として資料請求を行うことは、議決を行い、可決されれば要求することは可能です。なお、資料提出については、執行部が判断することとなります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、この動議について賛成を求める前に、委員の皆様から意見等をお聴きしたいと思います。いかがでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 山田さんから、時計回りに1回ずつでよろしいですかね。

◆荻野正己委員 初めにちょっと。

◆雲坂 衛委員長 はい。そしたら、荻野委員から、ぐるっとこう皆さんに、一言ずつ聴きましようか。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 僕自身も、提案の仕方もちっと悪かって、やっぱり、提案した以上はきちつとやっぱりこう諮ってほしいということ、意思表示をやっぱりすべきだったということで、それがなかったから、何かいつの間にかこう曖昧になったというか、形になったのでね、一応、そういうことをちょっとおわびしとかないかなということ、申し訳なかったです、その点ではね。

◆雲坂 衛委員長 はい。そしたら、次に、前田委員。

◆前田伸一委員 いいですか。

◆雲坂 衛委員長 はい。資料請求を行うことについての御意見を一言お願いします。

◆前田伸一委員 資料請求を行うことについて。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい、前田です。直接資料ということには、私は言及はしませんけども、今回のこの陳情の中身、言えば、どこの、何ていうの、どこにっていうのが、この文面だと分からないんですよ、全く。手がかりになるのは、この令和2年2月5日、鳥取市長に対して、シネマコンプレックスが設置できるよう云々かんぬん陳情したということしか、この手がかりになるところはないので、そこが、これ、どこがっていうところを特定することを、何らかの形でやらないと、議論が進まないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺、何ちゅうの、その辺のとこだけが分かればいいんじゃないかなというふうに思ってます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 資料を、請求を行うことについて、意見を求めていきたいと思います。なかったということで、次に、岡田さんに行きたいと思います。はい。

◆岡田信俊委員 はい。私は、必要ないと思います。というのが、文面審査があくまでも原則だというふうに思っておりますし、その、この2月5日の陳情は陳情で、これ生きとるわけです

よね。この陳情は、この陳情であり、別のものだと思うので、ええ、文面審査をすべきだと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 はい。私も、市長にいわゆる陳情が出ておるとのことですが、それはそれとして、議会には、ここに出ておるとおりでありますので、私はこれで十分だという具合に思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、では、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 はい。私も、確かに場所は少し分からないという点はありますけども、その市長に出してる陳情がどうであれ、ただ文面審査でやっていけばいいかなと思っています。

◆雲坂 衛委員長 はい。次、吉田委員。

◆吉田博幸委員 文面審査でいきやあええと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。同じく文面審査で。

◆雲坂 衛委員長 はい。はい。それぞれ意見を頂きました。

では、これより動議の採決をしたいと思います。本委員会として、令和2年2月5日に、鳥取市長に対して複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるよう、建築物条例による規制の緩和の陳情内容と、その回答について資料請求を行うことについて賛成される方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手少数と認め、このまま審査を続けます。

それでは、この本陳情につきまして、委員の皆様から意見を求めたいと思います。これも先ほど時計回りでしたので、反時計回りで、この間2回、3回とありましたけれども、御発言がない委員さんもおられましたので、皆様から1回ずつ、まずは御意見を聴いてみたいなど思っております。先ほどは、どっちからしようかいな。では、吉田委員さんのほうから、反時計回りに、1回ずつ御発言お願いいたします。

◆吉田博幸委員 先ほども話が出ておりましたけど、その場所というものが全然書いてない、この文面にですね。ちゅうことは、どこだあ、大体この頭のほうに書いてあることから見りゃあ、想像はできるんだけども、ほかの地区かも分かんし、とにかく、何だあ大ざっぱ過ぎるというか、ちょっと隠れとって、形にしようとしとんさるのか、何だあちょっと煮え切らん、煮え切らん文章だなというふうに思っております。ですから、私は、ちょっとあんまり賛成しかねるなというふうに思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。次、太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。私のほうは、このシネマコンプレックス、複合型映画館……。

◆雲坂 衛委員長 私が、言い間違いましたね。反時計回りって言ったんですけど、時計回りでした、失礼しました。言い直します。時計回りなので、太田委員で結構です。はい。太田委員。はい。さっきが反対回りだった。失礼しました。

◆**太田 縁委員** はい、太田です。ということで、複合型映画館が設置できるっていうことは、非常にこの意見としてはよいというか、賛成したいことだと思います。ただ、先ほど吉田委員からもありましたように、場所が、何となくこの文面を読むと、何となくこの辺かなあとは思えたりはしますけれども、そのかなあでは審査がなかなか難しいのかなと思います。あと、先ほど資料請求のお話もありましたけれども、これが議会のルールとして、この文面で審査ということになっているので、そこのところを、この陳情者の方には御理解いただいて、決して、このことを反対するわけではないですけれども、やはり、もう少し分かりやすくしていただくと審査がしやすいのかなというふうに思いますので、今回は、これをお認めすることが、なかなかしにくいというふうに思います。

◆**雲坂 衛委員長** はい、荻野委員。

◆**荻野正己委員** はい。少しでも分かればなということで、単純にね、資料があればなということだったんだけど、もともと、そういうものを用意してもらおうというべきだった。やっぱり、場所がやっぱり特定できないっていうのは、だろうなあっちゃうのは分かるんだけどね、なかなか、これだけではいわゆる判断しにくいと。太田さんも言われたように、個人的に言えば、僕自身も好きだし、造ってほしいなという気持ちはあるけども、でも、なかなか、これだけで判断するっちゃうのは、賛成しかねるっちゃうか、分からないのね。当然規制があるところであつたら、計画もあるだろうしね。だからこそ規制になつとるわけで、そういうことを踏まえるのであれば、やっぱり問題だろうなあと思うんで。そういう点では、陳情される上では、きちっとした資料をね、書くだけじゃなくてね、内容が分かるようなものを添付していただけたら、判断のしようがあつたんじゃないかな。そういう点では、ちょっと採択するっちゃうのは、ちょっと無理があるかなというふうに思います。

◆**雲坂 衛委員長** はい。では、次、前田委員。

◆**前田伸一委員** はい。この令和2年2月5日に陳情されたというふうなところがあつて、それは陳情されたと。シネマコンプレックスを、この鳥取市に希望されている、その点は、私も、何だ、高校生との意見交換会、ああいったところでもお話を伺っておりますし、大切なことではないのかなというふうに思っているところです。このシネマコンプレックスを、何ていうんですか、要望っていうんですかね、実は、この前、会派で要望受けたんですけども、言ったら、南北線の開通を念頭に鳥取、これからの鳥取市の将来を考えて、鳥取周辺の町の住民の方も含めて、満足のいけるような町をつくって、鳥取市になっていただきたいというようなお話がありました。私はこの文面を読んで、その会派で受けた要望と重なる部分がありましたので、多分それと同じ内容だろうなというふうに思います。そのことを前提に話をすると、言えば、地区計画っていいですか。そのエリアの、この陳情者の方が想定している集落といいますか、町内会なり、この地元の方が、発議をされてできた地区計画だというふうな認識を私持ってますので、今回、この映画の愛好家といいますか、同好会のグループの方が出されているんですけども、じゃあ、実際、その地元の方がどういうふうな意見を持っていらっしゃるのかっていうのを聴いてみたいなあっていうふうなこともありますし、もう少し研究をさせていただいて、その上で判断したいなというふうに思っていますので、今回の議会っていうんじゃないしに、次



の議会等でも遅くはないんじゃないかな、判断するのに遅くはないんじゃないかなっていうふうに思っているところです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。継審の動議が出たということですけど。1回回すという。意見を回したいと思いますので、それから、また諮りたいと思います。はい、岡田委員。

◆岡田信俊委員 はい、失礼します。シネコンができるっていうことであれば、本当に素晴らしいことであり、実際に、鳥取の東部の人も、西部のほうにシネコンに行っておられるっていうような現状もあるわけで、本当に素晴らしいことだと思うんです。場所がどこかっていうことですけども、あくまでも我々に出とるわけで、鳥取市内のどこかにという解釈をして、本当にできるであれば造っていただきたいという思いがありますので、すごい大ざっぱな言い方かもしれないですけども、ぜひぜひ、進めていただきたいという、進めたいという思いはあります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、次に、山田委員。

◆山田延孝委員 はい。この文面から読んでみますと、大体、場所も何か、大体あの辺りかなという気はするわけでありましてけれども。私も、このシネコンというのは賛成です。議会も、昨年は鳥取大学、その前は東部地区の高等学校等々に出向いて、若い人たちといろんな話をしました。その中でも、やはり、こういった要望も、若い人たちからあるという現実があるわけです。そういったことからすると、やはり、このシネコン、やっぱり若い人たちは、そういう若い人たちに限らずですね、望んでいる方もかなりあるのかなという解釈はしております。そういった状況からすると、今、前田委員の話にもありましたように、問題は、その地域の気持ちというのがどうなのかということがあるわけで、その意見を踏まえた上で、結論を出しても遅くはないかなという気がしております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 はい。私も、実は広報委員会が中心となって、各大学や高校生6か所ぐらいかな、行きて意見交換したときに、このことは意見が多く出ていました。私の周りも、西部のほうに鑑賞に行くとるというのも現実です。このことに関しては賛成したいんですが、ただ、この文面からすると、少し不備かなというふうに思ってます。今回は賛成できないけども、次回出てきたら、賛成すると。もう少し整備されて出てきたら、賛同しようかなというふうには思ってます。

◆雲坂 衛委員長 はい。ありがとうございます。皆さんから御意見を頂きました。

先ほど前田委員から、継続審査の動議が出ておりますので、お諮りをしたいと思います。はい。本陳情につきまして、これからお諮りをしたいと。はい、岡田委員。

◆岡田信俊委員 諮られるというのは、継続審査にするかしないかだけですか。

◆雲坂 衛委員長 事務局から言ってもらいますか。動議がありましたら、それを、動議を諮るということが基本でありますので。今から継続審査を求める意見がございましたので、お諮りしますと。本陳情につきまして、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めますという発言をしたいと思いますので、よろしいですか。はい。では、皆さん、お気持ちを考えていただきまして。

では、継続審査を求める意見がでましたので、これから、お諮りをいたします。本陳情につきまして、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- ◆雲坂 衛委員長 はい。挙手多数と認め、本陳情は継続審査とすることに決定されました。5でよかったですよね。もう一度。吉田さん挙げてなかったですよね。
- ◆吉田博幸委員 挙げてない。
- ◆雲坂 衛委員長 勝田さんも挙げてなかったですね。5ということであります。はい。間違いないということで。はい。
- ◆荻野正己委員 ちょっといいですか。
- ◆雲坂 衛委員長 事務局、今の発言はオーケー、送った後。これは。  
(「何に対する意見」と呼ぶ者あり)
- ◆雲坂 衛委員長 何に対する発言でしょうか。もう送って採決した後なので、これに関することだと。事務局、ちょっとその辺り。何の発言かを、まず端的に、一言で言っていただけますか。それで判断します。
- ◆荻野正己委員 いいですか。
- ◆雲坂 衛委員長 なので、一言で、何の発言かを言っていただいて、それを基に、判断をいたします。はい、荻野委員。
- ◆荻野正己委員 いや、継続審査っていうこと決めるのはいいんだけども、どういう内容でやっぱりこう継続するんだと。理由をね、やっぱりはっきりさせてくということ、議論したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ、どこの点を、やっぱり議論していくんだということ、その辺も含めてちょっと意見を出し合ったほうがいいんじゃないかと。継続審査だというふうに決めたんだけどね、その前提で、どういうことを次回に向けてね。継続審査っていうことだから、漠然とまたっていうふうにならんわけで、こういう点についてこうするんだということをはっきりさせておくということが大事だということで、議論をちょっとこの点についてやったらどうかという意見です。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。どうぞ。
- ◆山田延孝委員 いや、これは、継続審査ということは、いわゆる引き続き、調査・検討を要するためという、それだけの理由ですのでね、これから、しっかりと調査・研究をすると、こういうことです。以上です。
- ◆雲坂 衛委員長 荻野委員が、私に聞かれたことを、山田委員が補足をしていただいたような感じですけども、動議を出されたのが、前田委員であります。前田委員の御発言を基に、今回動議が出されておりますので。その動議、事務局から確認ですけども、先ほど荻野委員が言われたように、その動議について、理由づけを明記しとく必要性はありますか。確認です。事務局に。
- ◆雲坂 衛委員長 手を挙げて。事務局、田中さん。
- 田中真一市議会事務局主事 はい。前田委員さんの方から、例えば地元の声をもう少し聴いてみたいとか、そのような、引き続き、調査・研究を要するということを基に、継続審査とい

う動議が上がっていますので、その理由というのは、引き続き、調査・研究をということが理由となってますので、そこに対する議論は必要ないかなというふうに思います。

◆雲坂 衛委員長 はい。そういうことでありますので、続きまして、報告に移りたいと思います。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

#### 100円循環バス「くる梨」の路線再編について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 では、続きまして、その他報告として、100円循環バス「くる梨」の路線再編について御説明ください。はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課、湯谷でございます。それでは、本日の委員会資料6の1ページを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 今日配られた。

○湯谷一也交通政策課長 ええ。本日お配りいたしました委員会資料6でございます。

◆雲坂 衛委員長 ちょっとお待ちください。

それでは、引き続き、湯谷課長、お願いいたします。

○湯谷一也交通政策課長 はい。それでは、100円循環バス「くる梨」の路線再編についてでございます。このことにつきましては、先般2月15日の当初予算概要説明の全員協議会の資料、並びに、先般の建設水道委員会におきまして、説明の際に少しだけ触れさせていただいておりますけれども、改めまして御報告をさせていただきたいと考えているものでございます。

資料の1でございます。路線再編の経緯と利用者の推移を記載してございます。御存じのとおり、100円循環バス、くる梨につきましては、昨年10月に、鳥取市役所移転への対応並びに中心市街地での周遊性のさらなる向上を目指しまして、ルート再編を行ってございます。現在、右の地図にございますように、実証運行を行っているところでございます。

ページの中ほどに、図2といたしまして、月別の利用者数、対前年比でございますが、グラフにしております。青い線で再編前、平成30年の10月～令和元年の9月まで、赤い線で再編後、令和元年の10月～令和2年の12月を表しております。グラフのつくりといたしまして、実証運行開始の10月、これを左方のスタートとして比較をしたものでございます。傾向といたしまして、実証運行を開始してしばらく、これにつきましては変更に対する混乱というものが多少見られたものの、令和2年1月～2月にかけては、再編後のルートもようやく定着いたしまして、徐々に、前年並み程度にまで回復をする傾向にございました。しかしながら、令和2年の3月、4月、5月、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、利用者が大きく落ち込むという結果になっております。こうした中、本格運行に向けまして、再編における問題点、抽出をいたしまして、必要な見直しを検討するための各種調査を実施してきたところでございます。

ページの下でございます。利用実態調査の概要でございます。まず、平日・休日の各1日、実際に車両に乗り込みまして、利用者の属性、利用目的、乗降バス停を調査いたしましたもので、

平日に1,113人分、休日に629人分のデータを得ております。また、鳥取駅バスターミナル、とりぎん文化会館、トスク本店の3か所におきまして、聞き取りにより利用者の御意見を把握しております。件数は、平日が122人、休日が93人で、平成29年に同様の手法で実施いたしました前回調査結果を表の右側に記載してございます。御覧いただきたいと思っております。

めくっていただきまして、右のページでございます。こうした調査を基に、各コースにおきます問題点と、その対応方針をまとめてございます。それぞれ赤字アンダーライン部分を中心に説明させていただきます。

まず、緑コースでございますけれども、始発の時間、現在8時5分ですけれども、これとJRの接続時間、鳥取駅への到着の接続時間が短いということで利用しづらいということが、利用者減少の原因であるというふうを考えておまして、現在最適な時刻設定を検討しているところでございます。

次に、青コースにつきましては、中心市街地におきます公共交通空白地、富桑地区でございますが、これを解消するために、Aルート・Bルートという方式を採用しております。このことによりまして、従前よりも通過回数の減りましたバス停、相生町、大森公園前、出合橋の辺りですけれども、ここの利用が減ってございます。したがって、この通過回数の減ったバス停の復元及びそれに伴います影響の調整を検討しておりますところでございます。

次に、赤コースにつきましては、再編によりまして、乗り継ぎが生じることになりまして、これに対する抵抗感があるということ、利用者の御意見として確認しております。このことを払拭いたしますため、今後、乗り継ぎ方法の案内・周知、これを強化してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に4として、スケジュールでございます。1月13日に開催いたしました鳥取市生活交通会議で、この見直しの方向性について承認をいただいておりますところでございます。また、今月3月の22日に予定しておりますが、右の図に示しております新たなルート案及びダイヤ案の合意をいただいた後、中国運輸局へ申請する予定としております。令和3年の4月以降、市民の皆様へ、新ルート案・ダイヤ案をお知らせしますとともに、乗り継ぎ方法の周知強化を行って、令和3年の10月からの本格運行を目指すこととしております。なお、実証運行の開始当初は、令和3年の4月の本格運行を開始を目指しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、見直しの基礎資料となります乗降調査の実施が、大幅に遅れました。このため、見直し作業及び利用者の皆さんへの周知期間を考えまして、令和3年の10月から本格運行を開始をする旨の判断を行ったところであります。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から、質疑等がございますか。質疑等がございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

#### 生活交通の評価・見直し基準の設定について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 なしということで、次に、生活交通の評価・見直し基準の設定について、御説明ください。はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課の湯谷でございます。引き続き、資料6の3ページを御覧いただきたいと思っております。鳥取市生活交通の評価・見直しの基準、数値目標の設定について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この評価・見直し基準、これを設定する目的でございます。本市の公共交通を取り巻く環境というのは、委員の皆様には御理解をいただいとると思っておりますけれども、人口減少ですとか、少子高齢化の進展、自家用車への過度な依存などを背景に、利用者の減少に歯止めがかかっておりません。加えて、運転者不足などによります路線バスの縮小といった事態が続いておりまして、一層深刻化することが懸念をされているところでございます。こうしたことを踏まえまして、本市では、これまでにバス路線の再編ですとか、市有償バス、乗合タクシーの運行、さらには、高齢者や学生を対象に、公共交通の利用支援策に取り組みますとともに、将来にわたり、持続可能な生活交通を維持・確保をしていくため、昨年、令和2年3月に、基本指針となります鳥取市生活交通創生ビジョンを策定したところでございます。このビジョンにも示しておりますとおり、住民の皆さんと交通事業者と、さらに鳥取市が一体となりまして、利用促進や地域の実情に合った生活交通の確保に取り組む必要があると考えておりまして、このたびの見直し基準は、そのための指標として、鳥取市生活交通会議で審議を重ねていただきまして、設定されたものでございます。

ページの真ん中の辺でございます。2の評価・見直し基準の具体的な内容でございます。まず、この基準の対象となる路線につきましては、市が運行いたします有償バス及び乗合タクシーとしておりまして、民間の路線バス等は対象としてございません。これらの路線の現状を見える化することで、運行改善ですとか、維持・確保の方向性の議論、さらには、新たな移動手段の導入が必要となる場合の検討材料とすることを目的とするものでございます。したがって、必ずしも、数値目標を掲げたということで、減便ですとか、廃止を念頭に置いたものではないということは御理解いただきたいと思っております。

中ほどに、具体的な見直し基準を示しております。2つに分けておりまして、定時運行いたします市有償バスにつきましては、1便当たりの利用者数が2人以上かつ利用者1人当たりの市の補助金額が1,000円未満であるという場合について、初めて、今回設定した基準をクリアするということとなります。利用者数の基準設定に当たりましては、不特定多数の最少利用単位である1便当たり2人を採用しておりますし、1人当たりの市補助金額は、現状の数値に5年後の利用者の減少を勘案いたしまして、1人当たり1,000円としたものでございます。

次に、予約運行、乗合タクシーでございますけれども、1便当たりの利用者数が、乗り合いの要件を成立する最小単位、1便当たり1.1人を基準としております。なお、ページの下に表の1、表の2といたしまして、各路線の状況を掲載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、右のページです。この基準につきましては、令和3年4月1日から運用を開始することとしております。基本的な考え方といたしまして、冒頭に申し

上げましたように、運転者の確保が難しい路線が廃止・減便等の最大の影響を与えるということをご前提としておりますが、仮に、路線の維持が困難な場合でも、代替交通の運行などによりまして、最低限のサービス水準を確保することで、大幅な利便性の低下ですとか、公共交通空白地の拡大を防ぐということとしております。

なお、最低限度のサービス水準を示しております。地域の拠点から乗り継ぎを含みますけれども、市の中心部まで往復できる生活交通を確保すること、次に、通学利用が見込まれる路線につきましては、登下校に合わせた便数・時間帯の運行を確保するというものを、最低限のサービス水準と規定しております。

最後に、その下に、フロー図を示しております、この運用フローは、まず、運転者不足等により持続性が確保できるかどうかを判定のスタートとしております。持続性が担保できない場合には、速やかに代替交通の検討、主に共助交通等への移行でございますけれども、行う必要がございます。一方、運転者不足の状況にない場合でありまして、1年間の利用実績を、毎年5月に開催いたします鳥取市生活交通会議に報告をいたします。結果として、実績が、先ほど申し上げた基準を下回る路線につきましては、約半年間を検証期間といたしまして、利用者への周知、沿線住民の皆さんとの意見交換、さらには、利用促進などに取り組むこととしております。この半年間の検証期間中に改善が見られない路線につきましては、おおむね6か月間の期間を設けまして、路線の見直しですとか、代替手段について検討をいたしまして、最終的には、鳥取市生活交通会議で審議を行うという流れにしております。

以上、申し上げた内容につきまして、市報の3月号、また、沿線地域の支所だより、これも3月号でございます。鳥取市公式ホームページに掲載済みでございますし、既に、地域振興会議などを通じまして、市民の皆さんと共有をするとともに、早速、令和3年4月から、各路線の検証に着手したいと考えてございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等はございますか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 先ほど、地域振興会議等でもお話をされているというふうに伺いましたけれども、今、この3ページの表を見てみますと、吉岡洞谷線が今1便当たり1.1人だとか、米里も1便当たり1.1人ということで、この基準に、その評価・見直し基準、ぎりぎりのところだと思っておりますけれども、例えば、こちらの地域のほうから、こういった意見が出ているのか、お聞かせ願いたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課、湯谷でございます。私の説明、多少端折っております、申し訳ありません。地域振興会議につきましては、支所エリアですけれども、前田委員さんがおっしゃいました洞谷あるいは米里、これにつきましては、洞谷につきましては、この3月に、地域の皆さんのところにお邪魔をして、この基準について説明させていただき段取りにしておりますし、米里につきましては、昨年12月頃から、この基準といいますか、こう路線の状況について、地域の皆さんと御説明並びに意見交換をしているところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。それで、意見交換をして、どのような意見が出てきたのかっていったところを聞きたかったんですね。言えば、この1.1人っていうところは、その生活交通会議で決められたんだとは思いますが、これ、その実際運行していらっしゃる地域の方が反映されたものなのか、そうしたところも踏まえて、ちょっと聞かせてください。

◆雲坂 衛委員長 はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課、湯谷でございます。洞谷につきましては、今後御意見を伺うんですけれど、米里につきましては、御説明に伺った際に、役員の皆さんが、いわゆる廃止、廃止といますか、この路線について状況を全く御存じなかったというのが実情でございます。私どもが説明さしあげて、こんな路線がこんなふうになっているんですってことを、そうしたら、ああ、それは知らなんだわと。ぜひ、村の皆さんに持ち帰って、まずは乗らないけんという。先ほど説明で見える化っていうことの効果が1つ表れているのかなと思います。なおかつ、米里につきましては、共助交通の取組に、少し積極的に考え方を持っていていただいておりますので、そちらについても、乗車運動、利用促進も行いながら、万が一ということもありますので、そういった共助交通への支援も、市としてしていきたいというふうに考えております。

◆前田伸一委員 分かりました。はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

以上で、建設水道委員会を一旦終了したいと思います。

1時間程度で、コロナのため、換気するようと言われておりますので、5分ですね、53分から開始したいと思います。では、一旦換気休憩を取りたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午後3時46分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後5時25分 再開

◆雲坂 衛委員長 以上で、予算審査特別委員会建設水道分科会を終了し、建設水道委員会を再開いたします。

#### 【その他】

閉会中継続調査申出書（案）について

◆雲坂 衛委員長 一番最後の資料、閉会中の審査。これも、3行ほどですので。

◆山田延孝委員 ああ、閉会中のか。

◆雲坂 衛委員長 事務局、その他ないですね。

○田中真一市議会事務局主事 はい。

◆雲坂 衛委員長 このまま進めてよろしいですね。では、この1件ということで、その他いたしまして、閉会中の継続調査申出書についてお配りしておりますとおり、議長に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。異議なしということで、全ての日程を終了しましたので、以上で、建設水道委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時26分 閉会



# 令和3年2月鳥取市議会定例会

## 建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和3年3月12日(金)

7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

----- < 建設水道委員会 > -----

### 1. その他

- ・水道広域化・共同化(流域別)検討会の取組状況について
- ・新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

### 1. 議案(質疑)

議案第20号 令和3年度鳥取市水道事業会計予算

議案第21号 令和3年度鳥取市工業用水道事業会計予算

下水道部 (水道局終了後)

----- < 建設水道委員会 > -----

### 1. その他

- ・下水道広域化・共同化(流域別)検討会の取組状況について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

### 1. 議案(質疑)

議案第4号 令和3年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第22号 令和3年度鳥取市下水道等事業会計予算

※裏面があります

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(質疑・討論・採決)

議案第 48 号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第 57 号 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 68 号 市道の路線の認定について

議案第 69 号 市道の路線の変更について

2. 請願・陳情(審査)

< 陳情 (新規) >

令和3年陳情第1号 複合型映画館 (シネマコンプレックス) が設置できるように規制を緩和することを求める陳情

3. その他

・100円循環バス「くる梨」の路線再編について

・生活交通の評価・見直し基準の設定について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(質疑)

議案第 4 号 令和3年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 5 号 令和3年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

・閉会中継続調査申出書 (案) について

※ 説明及び審査の進行状況により時間が前後することがありますので予めご了承ください。